監査告示　第　１９　号

令和６年１０月２５日

鹿児島市監査委員　宮之原　　賢

同　　小　迫　義　仁

同　　大　森　　忍

同　　佐　藤　高　広

令和６年度第１回財政援助団体等監査の結果に関する報告について（公表）

地方自治法第１９９条第７項の規定に基づき実施した財政援助団体等監査の結果に関する報告について、同条第９項の規定により公表します。

記

１　監査の基準

この監査は、鹿児島市監査基準に基づいて実施した。

２　監査の種類

地方自治法第１９９条第７項の規定に基づく財政援助団体等監査

３　監査の対象

(1) 監査対象団体

ア　社会福祉法人　鹿児島市社会福祉協議会

所在地　鹿児島市山下町１５番１号

区　分

(ｱ) 補助金等交付団体

補助金等の名称　鹿児島市社会福祉協議会補助金（所管課：健康福祉政策課）

補助金の交付額　１６４，３６５，３９６円（令和５年度決算額）

(ｲ) 公の施設の指定管理者

施設名

ａ　地域福祉館（４１館）（所管課：地域福祉課）

委託費の額　４５８，９０１，５５８円（令和５年度決算額）

b　鹿児島市高齢者福祉センター与次郎、鹿児島市高齢者福祉センター東桜島、鹿児島市高齢者福祉センター谷山、鹿児島市高齢者福祉センター桜島、鹿児島市高齢者福祉センター郡山、鹿児島市高齢者福祉センター吉野、鹿児島市高齢者福祉センター伊敷（所管課：長寿支援課）

委託費の額　３３９，１０１，５２８円（令和５年度決算額）

c　鹿児島市心身障害者総合福祉センター（所管課：障害福祉課）

委託費の額　６９，６６９，９０８円（令和５年度決算額）

d　鹿児島市吉田福祉センター（所管課：吉田保健福祉課）

委託費の額　１４，９６６，６００円（令和５年度決算額）

イ　一般財団法人　鹿児島市健康交流促進財団

所在地　鹿児島市東俣町１４５０番地

区　分　公の施設の指定管理者

施設名

a　かごしま温泉健康プラザ（所管課：健康福祉政策課）

委託費の額　３０，６３２，８００円（令和５年度決算額）

b　鹿児島市スパランド裸・楽・良、郡山体育館、郡山総合運動場、郡山早馬球技場、郡山花尾運動場（所管課：スポーツ課）

委託費の額　１７２，４２１，４８４円（令和５年度決算額）

c　鹿児島市マリンピア喜入（所管課：スポーツ課）

委託費の額　１０８，０５６，３００円（令和５年度決算額）

ウ　株式会社　図書館流通センター

所在地　東京都文京区大塚三丁目１番１号

区　分　公の施設の指定管理者

施設名　鹿児島市立天文館図書館（所管課：図書館）

委託費の額　１１４，７８０，５０４円（令和５年度決算額）

(2) 対象範囲

原則として令和５年度に執行された事業又は業務

4　監査の着眼点

令和５年度の財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、補助金については、事業が補助の目的に沿って適正に行われているかを、公の施設の指定管理者については、施設の管理に係る業務が設置目的に沿って適正に行われているかを監査した。

5　監査の主な実施内容

本市監査基準に基づいて、諸帳簿、関係書類等の抽出による調査を行うとともに、関係者から説明を聴取するなどの方法により実施した。

6　監査の実施場所及び日程

(1)　実施場所

監査事務局、監査対象局部課及び団体の執務室、監査対象となる公の施設

(2)　実施日程

令和６年８月２日から同年１０月２５日まで

7　監査の結果

各団体の監査結果は次のとおりであった。

(1)　社会福祉法人　鹿児島市社会福祉協議会（補助金等、公の施設の指定管理者）

補助金については、事業が補助の目的に沿っておおむね適正に行われていると認めた。

公の施設の指定管理者については、施設の管理に係る業務が設置目的に沿っておおむね適正に行われていたが、一部に改善を要する事項があった。

なお、いずれも事務処理上留意すべき軽微な事項については、指導事項として関係所属長に別途指示した。

［指摘事項］

・　鹿児島市高齢者福祉センター条例施行規則第５条第１項によると、施設（一部を除く）を使用しようとするときは、鹿児島市高齢者福祉センター使用者名簿（様式第１（その１）又は様式第１（その２））に住所、氏名その他必要事項を記載して、市長の許可を受けなければならないとなっているが、高齢者福祉センターでは、規則に定める様式を使用していない。（社会福祉法人　鹿児島市社会福祉協議会）

・　鹿児島市高齢者福祉センター条例施行規則第６条の３第１項第１号から第４号において、浴室の使用料については、身体障害者手帳等を提示して使用するときに使用料を免除することができるとなっているが、指定管理者が独自に作成している利用者証の交付申請時に一度身体障害者手帳等を確認するのみで、以降は利用者証の提示のみで使用料を減免している。（社会福祉法人　鹿児島市社会福祉協議会）

・　鹿児島市高齢者福祉センター条例施行規則第５条第１項によると、施設（一部を除く）を使用しようとするときは、鹿児島市高齢者福祉センター使用者名簿（様式第１（その１）又は様式第１（その２））に住所、氏名その他必要事項を記載して、市長の許可を受けなければならないとなっているが、高齢者福祉センターでは、規則に定める様式を使用させていない。（長寿支援課）

・　鹿児島市高齢者福祉センター条例施行規則第６条の３第１項第１号から第４号において、浴室の使用料については、身体障害者手帳等を提示して使用するときに使

用料を免除することができるとなっているが、指定管理者は独自に作成している利用者証の交付申請時に１度身体障害者手帳等を確認するのみで、以降は利用者証の提示のみで使用料を減免しており、規則によらない取扱いをさせている。（長寿支援課）

(2) 一般財団法人　鹿児島市健康交流促進財団（公の施設の指定管理者）

公の施設の指定管理者については、施設の管理に係る業務が設置目的に沿っておおむね適正に行われていたが、一部に改善を要する事項があった。

なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、指導事項として関係所属長に別途指示した。

［指摘事項］

・　郡山体育館、郡山総合運動場、郡山早馬球技場及び郡山花尾運動場の各施設の管理規則第４条第１項によると、施設等の使用（一部使用を除く）の許可を受けようとする者は、使用日の６か月前から使用月の前前月の末日までに使用許可申請書を指定管理者に提出しなければならないとなっているが、規定の期日までに提出されていないものが多数あった。（一般財団法人　鹿児島市健康交流促進財団）

・　鹿児島市マリンピア喜入条例施行規則第５条によると、施設等の使用（一部使用を除く）の許可申請があった場合は、速やかに審査し、適当と認めたときは使用を許可し、使用許可書を申請者に交付することとなっているが、使用料の減免がある場合は交付していたものの、減免がない場合は使用許可書を申請者に交付していなかった。（一般財団法人　鹿児島市健康交流促進財団）

・　郡山体育館、郡山総合運動場、郡山早馬球技場及び郡山花尾運動場の各施設の管理規則第４条第１項によると、施設等の使用（一部使用を除く）の許可を受けようとする者は、使用日の６か月前から使用月の前前月の末日までに使用許可申請書を指定管理者に提出しなければならないとなっているが、各施設では、使用許可申請書が規定の期日までに提出されていないものが多数あり、規則によらない取扱いをさせている。（スポーツ課）

・　鹿児島市マリンピア喜入条例施行規則第５条によると、施設等の使用（一部使用を除く）の許可申請があった場合は、速やかに審査し、適当と認めたときは使用を許可し、使用許可書を申請者に交付することとなっているが、使用料の減免がある場合は交付していたものの、減免がない場合は使用許可書が申請者に交付されておらず、規則によらない取扱いをさせている。（スポーツ課）

・　鹿児島市マリンピア喜入条例第７条によると、市長は規則で定める特別の理由があると認めるときは使用料を減額又は免除することができるとなっている。しかしながら、鹿児島市マリンピア喜入条例施行規則第９条第１項第６号に規定する場合におい

て、必要な部長等の決裁手続がとられていない。（スポーツ課）

・　利用料金制を採用している郡山体育館、郡山総合運動場、郡山早馬球技場及び郡山花尾運動場においては、鹿児島市スポーツ施設条例第９条により、指定管理者が利用料金を減額し、又は免除することができるとなっているものの、各施設の管理規則第１０条第１項第９号で、市長が特に必要と認めるときは減額及び免除をすることができるとされている。しかしながら、その市長が決定すべきものを、指定管理者に行わせていた。（スポーツ課）

(3) 株式会社　図書館流通センター（公の施設の指定管理者）

公の施設の指定管理者については、施設の管理に係る業務が設置目的に沿っておおむね適正に行われていたが、一部に改善を要する事項があった。

なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、指導事項として関係所属長に別途指示した。

［指摘事項］

・　鹿児島市会計規則第３２条第５項によると、収入事務受託者は収納した現金を速やかに指定金融機関等に払込書により払い込まなければならないとなっており、また、鹿児島市立天文館図書館使用料収納業務実施要領によると、収入事務受託者は、収納した日の事務の終了と同時に収納金と領収原簿を照合し、受託収納内訳書を作成し、払込書により指定金融機関等で払込みを行うものとし、収納した日に払込みができない場合は、次の鹿児島市立天文館図書館と指定金融機関等が共に営業している日の正午までに払い込むものとするとなっているが、速やかに払い込まれていないものが１２件あった。（株式会社　図書館流通センター）

・　鹿児島市会計規則第３２条第５項によると、収入事務受託者は収納した現金を速やかに指定金融機関等に払込書により払い込まなければならないとなっており、また、同条第６項によると、主管課長は、収納金について、関係書類により検査確認しなければならないとなっているが、収入事務受託者から速やかに払込みがなされていないものに対し、指導を行っていなかった。（図書館）

なお、複数の局部に共通した監査結果に対する意見は次のとおりであった。

健康福祉局	すこやか長寿部	長寿支援課
観光交流局		スポーツ課
教育委員会	管理部	図書館

［意見］

・　施設の使用許可、使用料の減免手続及び指定管理者に提出を求める業務報告書や収

支計算書（精算報告書）の内容等について、所管課の指定管理者に対する確認及び指導監督が不十分と思われることが散見された。

指定管理者制度は、「公の施設」の管理に民間事業者等のノウハウを活用することにより、多様化する住民サービスに効果的・効率的に対応していくことを目的としている。

指定管理者制度が十分に効果をあげるためには、所管課の適切な指導監督が不可欠であることから、所管課は、公の施設の設置者として、指定管理者との連携を密にし、管理運営状況の把握に努め、さらなる市民サービスの向上を目指し、指定管理者が適切な施設運営を行えるよう、より一層の指導、監督に努められたい。

［参考］

監査の結果における指摘事項等の区分は次のとおり

区　　分	基　　準
指導事項	改善又は是正を要するが、内容が比較的軽微で指摘事項に至らないと認められるもの
指摘事項	法令、条例、規則等に違反しているもの及び法令等に違反はないが指摘すべき事項であると認められるもの
意見	改善について検討を求めるもの